

長 期

群 広 第 2 0 号

令 和 4 年 1 月 2 1 日

関 係 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察犯罪被害者支援部内カウンセラー運用要領の制定について（通達）
犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的負担軽減のための支援として、部内カウンセラーによる犯罪被害者等に対する事件・事故直後の危機介入及びカウンセリング等を実施しているところであるが、同支援内容の更なる充実及び犯罪被害者支援に従事した職員への代理受傷対策を強化するため、別添のとおり運用要領を制定し、令和4年1月21日から実施することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

群馬県警察犯罪被害者支援部内カウンセラー運用要領

第1 制定の趣旨

この要領は、群馬県警察犯罪被害者支援部内カウンセラー（以下「部内カウンセラー」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 部内カウンセラー

部内カウンセラーは、警務部広報広聴課の職員のうち、公認心理師又は臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会）の資格を有する者をもって充てる。

第3 部内カウンセラーの職務

部内カウンセラーは、次に掲げる犯罪被害者支援に係る職務（以下「支援」という。）を行うこととする。

- 1 犯罪被害者及びその関係者等のうち精神的被害が大きい者又は大きな精神的被害が予想される者に対する心理教育等の危機介入
- 2 犯罪被害者及びその関係者等に対するカウンセリング
- 3 犯罪被害者支援における精神科医、公認心理師、臨床心理士その他専門的知識を有する者との連携及び必要な場合における二次被害を配慮した引継ぎ
- 4 犯罪被害者等の要請に基づく病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い等の直接支援
- 5 警察職員に対する犯罪被害者等への対応方法に関する必要な助言、指導及び教養
- 6 犯罪被害者支援に従事した警察職員の代理受傷等に関する精神的ケア
- 7 犯罪被害者支援に関する調査及び研究
- 8 その他犯罪被害者支援に関し、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）が必要と認めた事項

第4 対象

対象は、次に掲げる者とする。

- 1 精神的打撃が大きく、支援を希望する犯罪被害者等で、かつ、当該事案の捜査を担当する所属の長（以下「所属長」という。）又は広報広聴課長が支援を要すると認める者
- 2 犯罪被害者支援に従事する警察職員のうち、代理受傷のおそれがある者で、かつ、当該職員が所属する所属の長又は広報広聴課長が支援を要すると認める者

第5 派遣要請等

1 派遣要請

- (1) 所属長は、犯罪被害者等の状況から、部内カウンセラーによる支援が必要と認めたときは、部内カウンセラー派遣要請書（別記様式第1号）を広報広

聴課長に送付し、協議するものとする。

ただし、急を要する場合は、口頭で要請するものとし、事後速やかに当該要請書を広報広聴課長に提出するものとする。

- (2) 所属長は、犯罪被害者支援に従事する警察職員が部内カウンセラーの助言、指導、教養及び代理受傷等に関する精神的ケアを受ける必要があると認めたときは、広報広聴課長に部内カウンセラーの派遣を要請するものとする。

2 派遣等

広報広聴課長は、所属長から部内カウンセラーの派遣要請を受けた場合において、必要と認めるときは、部内カウンセラーを派遣するものとする。

また、部内カウンセラーの派遣を決定した際における支援の継続、打切り等については、所属長の意向を踏まえ、広報広聴課長が決定するものとし、継続する際は、所属長からの派遣要請書の送付は要しないものとする。

3 報告等

部内カウンセラーは、犯罪被害者等への支援を実施した際は、その結果を部内カウンセラー活動報告書（別記様式第2号）で広報広聴課長へ報告し、その写しを派遣要請先の所属長に送付するものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 広報広聴課長は、部内カウンセラーの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に配慮するなど、その円滑な運用に努めるとともに、部内カウンセラーとして必要な知識及び技能の向上を図るための機会の付与に努めること。
- 2 広報広聴課長は、部内カウンセラーが強いストレスを受け、心身の変調を来すおそれを十分に認識し、群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー運用要領の制定について（平成31年3月25日付け群広第107号通達）に基づき、群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザーによる指導及び助言を受けさせるなど、その健康管理に配慮すること。
- 3 所属長は、部内カウンセラーと緊密な連携を図り、効果的な犯罪被害者支援に努めること。
- 4 所属長及び部内カウンセラーは、支援の実施に当たり、二次被害の防止と精神的負担の軽減のため、警察署相談室や警察施設以外の相談場所の使用、実施時間及び方法（対面、電話及びメール）の調整、送迎、付添い等、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細やかな対応を行うこと。
- 5 その他
 - (1) 部内カウンセラーの運用に際し、本要領又は本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合、広報広聴課長と協議を行うこと。
 - (2) 本要領に基づく部内カウンセラー派遣要請書（別記様式第1号）及び部内カウンセラー活動報告書（別記様式第2号）は、犯罪被害者支援連絡・支援関係編に編綴して管理すること。